

消費生活センターだより

闇バイトは犯罪です！

第123号
令和7年1月

SNSなどの「楽にお金が稼げる」という広告から、闇バイトに巻き込まれてしまったという事例が全国的に増えています。



【事例】

・SNSで「時給3万円。安全に稼げる短期の運送バイト」という広告を見つけて、運転免許証を添付して申し込んだ。最初は単なる運送作業だったが、しだいに詐欺や強盗などの犯罪もさせられるようになっていた。やめたいと思ったが、組織に個人情報を知られており、「もし抜けようとしたら家族を襲う」などと脅迫された。借金もあるため、闇バイトをやめられずにいると、ある日警察が家にやってきて、これまでの詐欺や強盗で逮捕された。また、最初に行っていた運送作業も、積み荷は違法薬物だったようだ。

～アドバイス～

- ・闇バイトは強盗や詐欺などの「犯罪」を行い、報酬を受け取るアルバイトのことです。
- ・闇バイトの募集はSNSなどで行われ、集まった人にマイナンバーカード、運転免許証、学生証などを提出させ、個人情報を収集した上で、犯罪に加担させます。
- ・「簡単にもうかる」「安全に稼げる」など甘い言葉に騙されてはいけません。楽して大金を稼げるアルバイトは存在しません。
- ・一度闇バイトに関わってしまうと、要求を断ったり、犯罪グループから離脱しようとしたりしても、個人情報やそれまでの犯罪をもとに脅されて、抜け出すことは困難です。
- ・闇バイトに巻き込まれた場合は、すぐに警察に相談しましょう。相談先は、警察相談ダイヤル（☎#9110）、ヤング・テレホン（☎0120-783-497）、旭警察署（☎64-0110）です。
- ・借金の返済に困っている場合でも、闇バイトに関わってはいけません。消費生活センターでは、債務整理を支援する相談を受け付けています。一人で抱え込まずに相談してください。

消費生活相談・多重債務相談 《相談無料・秘密厳守》

旭市消費生活センター 旭市二の2132番地
月曜日～金曜日（平日） 午前9時～正午・午後1時～午後4時
直通電話 0479-62-8019